

## 平成 27 年度 (第 4 事業年度) の事業報告書

平成 27 年 3 月 1 日から平成 28 年 2 月 29 日まで

特定非営利活動法人子どもシェルターレラピリカ

### 1 事業の成果

今期は、平成 25 年 12 月 24 日に開設した、子どもシェルター「のんの」において、のべ 28 名の子どもの受け入れを行いました。

また、全国子どもシェルターネットワーク会議が名古屋で開催され、当法人のスタッフ 2 名、当法人の活動にかかわる弁護士が全国会議に出席し、子どもシェルターの活動について情報交換を行うことができました。

子どもシェルターに関わる弁護士の育成のために、弁護士の活動を解説したマニュアルを作成するとともに、実際のケースを用いて講師によるスーパーバイズを受ける研修会を行いました。研修会に児童相談所から講師を派遣していただき、児童相談所の組織や活動について勉強するとともに、今後の連携における課題について意見交換を行いました。また、スタッフと弁護士が子どもの権利擁護や支援に関わる団体・施設を見学させていただき、今後の活動の参考にさせていただきました。

平成 28 年通常国会において児童福祉法が改正されるとの話がありますが、児童福祉法が改正されたとしても法の隙間ですくわれぬ居場所のない子どもたちを支援できるよう、情報収集を開始しています。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 人数	事業費の金額 (単位：千円)
① 子どもシェルターの設置運営事業	いじめ、体罰、虐待等の困難な事情を抱え適切な帰住先のない子ども達が、資質、技能を有する職員の援助のもと、明るく衛生的な環境において生活できる施設を設置し、これを運営する。	(A) 3 月 1 日～2 月 29 日 (B) 札幌市中央区大通西 12 丁目北海道高等学校教職員センター 5 階及び子どもシェルター「のんの」(場所秘匿) (C) スタッフ 5 名+ 弁護士 25 名	(D) シェルター利用者 (未成年女子) (E) 5 名	2,591.138
② 子どもに対する一時保護事業	・虐待等で家庭における養育が期待できない子どもの一時受入等、児童相談所の行う一時保護の受入先となる施設を設置し、これを運営する。	(A) 3 月 1 日～2 月 29 日 (B) 札幌市中央区大通西 12 丁目北海道高等学校教職員センター 5 階及び	(D) シェルター利用者 (未成年女子) (E) 23 名	11,919.24

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他，保護の必要な子どもの一時受入れ業務。</li> </ul>	<p>子どもシェルター「のんの」 (場所秘匿) (C)スタッフ5名+ 弁護士25名</p>		
③子どもの保護育成をはかる事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭裁判所による試験観察期間中の少年に対し帰住先を提供</li> <li>・犯罪に巻き込まれた子ども等，帰住先を必要とする子どもに対し帰住先を提供</li> </ul>	実施しなかった	(D)シェルター利用者 (未成年女子) (E)受入れなし	0
④子どもの自立生活に向けた支援活動事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件施設で生活する子どもが，本件施設の退所に際して就業等によって自立できるよう支援</li> </ul>	(A)3月1日～2月29日 (B)札幌市中央区大通西12丁目北海道高等学校教職員センター5階及び子どもシェルター「のんの」 (場所秘匿) (C)スタッフ5名+ 弁護士25名	(D)シェルター利用者 (未成年女子) (E)5名	2,591.138
⑤子どもシェルターの普及事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページの開設、リーフレット、ニュースレターの発行、配布</li> <li>・講演会、説明会</li> <li>・全国シェルターネットワーク会議の開催と参加</li> </ul>	(A)3月1日～2月29日 (B)札幌市中央区大通西12丁目北海道高等学校教職員センター5階 札幌弁護士会館他 (C)2名	(D)全国シェルターネットワーク会議構成員 (E)100名	30
⑥子どもにかかわる活動を行う弁護士の育成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件事業に関心を持つ弁護士を対象とした研修の実施</li> <li>・本事業に関与する弁護士相互の研究会（振り返り研修）を実施</li> <li>・本事業に関与する弁護士の活動マニュアルの作成と配布</li> </ul>	(A)3月1日～2月29日 (B)札幌弁護士会館 (C)7名	(D)札幌弁護士会会員 (E)35名	214.18
⑦子どもにかかわるボランティアスタッフの育成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアスタッフのスキルアップを図るため，専門家を招いての研修や，他施設での研修等を行う。</li> <li>・その他，本件事業に関与するスタッフの育成事業一般。</li> </ul>	(A)7月1日～8月31日 (B)札幌弁護士会館 (C)10名	(D)一般市民 (E)10名	100

(2) その他の事業（定款に定めなし）

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施日時 (B)当該事業の実施場所 (C)従事者の人数	事業費の金額 (単位：千円)
------------------------	----------	---	-------------------

[作成上の注意事項]

- 1 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載してください。
- 2 2(2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度にその他の事業を実施しなかった場合、「実施しなかった」と記載してください。